

埼玉県住宅供給公社

【営業時間】

午前8:30～午後5:15 (土日祝日及び12月29日から1月3日を除く)

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10

公営住宅部

(県営住宅課) TEL048-829-2875 (県営住宅収納課) TEL048-829-2876
(県営住宅課駐車場担当) TEL048-829-2864 (公営住宅技術課) TEL048-829-0081

大宮支所 〒330-0805 さいたま市大宮区寿能町2-131 TEL048-645-1772
川越支所 〒350-1101 川越市的場2218-4ベルアート301号室 TEL049-227-6408
熊谷支所 〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2 TEL048-524-7963
岩槻支所 〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪3-3 TEL048-794-7146

【営業時間外・夜間及び休業日の緊急修繕に関するお問合せ】

営業時間外における漏水・断水・汚水管の逆流など、緊急修繕時の連絡は緊急受付センターとなります。

緊急受付センター
TEL 048-829-2890



防災セミナー 上尾丸山自治会活動

上尾丸山住宅は近くに公園があり、自然に囲まれた環境にあります。

毎年地域の消防署による防災訓練を2回実施するなど、自治会長を中心に積極的に防災に取り組んでいます。今回は、赤十字から講師の方をお招きして、防災セミナーが開催されましたので、ご紹介します。

9月11日に防災セミナーを開催し、18名の方にご参加いただきました。講師の先生に資料や映像でとても分かり易く説明していただき、参加者の皆さんも防災について真剣に受け止めていました。災害時は共助が大切な要因であることを改めて認識しました。機会があれば、今回とは違った視点の講義を開催してほしいです。
手塚自治会長



市で発行している
【地域防災計画・避難所運営マニュアル】を
集会室に保管し、住人の方がいつでもご覧
いただける環境を整えています。

各市町村に防災マップや避難所の
マニュアルが作成されています。この機会に是非ご覧になっ
てください。



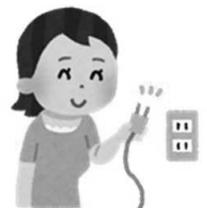
台風や大雨の災害に備えて

雨対策

- バルコニーの排水溝が詰まっていると、雨水が溢れて階下に漏れることがあるため、掃除をしておいてください。
- 窓周辺の家電は被害を受けない場所に移動させ、コンセントは漏電、感電などの事故が発生する可能性があるため、抜いておきましょう。

風対策

- 風に飛ばされる危険のあるもの(洗濯ハンガー、物干し竿等)は室内に入れましょう。
- 外から物が飛んできた場合に備え、サッシを施錠した上でカーテン等を閉めておきましょう。



災害情報の確認をしましょう！

豪雨・台風の時は、各市町村が発令する避難指示に従い、迅速な対応をお願いします。

警戒レベル3で高齢者は避難開始

自治体や気象庁等が発信する防災情報は、5段階の警戒レベルで示されます。



レベル3 高齢者避難

避難に時間のかかる人が避難を開始(高齢者等避難)

レベル4 全員避難

危険な場所から全員避難(避難指示)

レベル5 安全の確保

既に災害が発生しており身の安全を守る段階(緊急安全確保)

【埼玉県防災ポータルサイト】
このサイトでは、県内緊急情報をお知らせしています。
また、災害情報で避難所などを確認できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html>



家賃支払は支払期限内に！

『当月分は当月支払いが原則です』

金融機関



家賃のお支払いは
安心・確実・便利な
口座振替をご利用ください。

現在口座振替が停止している方は、再開ができる場合があります。県営住宅収納課までご相談ください。

県営住宅条例において、家賃を3ヶ月以上滞納した場合は住宅の明け渡しを受けることとなります。

| 家賃納入月 | 引落日 | 家賃納入月 | 引落日 |
|---------|---------------|--------|--------------|
| 令和4年10月 | 令和4年10月28日(金) | 令和5年1月 | 令和5年1月30日(月) |
| 11月 | 11月29日(火) | 2月 | 2月27日(月) |
| 12月 | 12月30日(金) | 3月 | 3月30日(木) |

共益費の支払いは、皆さんの義務です

街路灯、廊下灯、給水施設及び浄化槽、エレベーターなどの共同施設の費用は皆さんが負担する経費で、すべての方に支払い義務があります。



共同生活でのきまりを守りましょう！

県営住宅は他人同士が集まって生活しています。共同生活のルールをお互いに認めあい、快適に生活できるように協力しましょう。

動物の飼育禁止

県営住宅でほかの入居者に迷惑となる犬(身体障がい者補助犬を除く)、猫、鳥などの動物を飼育することや餌を与えることを禁止しています。一時的に預かることも認められません。

騒音に気をつけましょう

意識していない音が、周りの人にとっては気になる場合があります。階下や近隣の方への音の配慮を心がけ、快適な団地生活を送りましょう。



自治会の見守りサポーター登録受付中

見守りサポーター未登録の自治会にご登録をお願いします。サポーターの皆様の心掛けにより大切な命を救うことができます。ご希望の自治会は、管轄支所へご連絡ください。※すでに約2/3の自治会にご登録いただいております。



新型コロナウイルス感染症の

後遺症にお悩みの方へ

新型コロナ後遺症とは？

新型コロナウイルス感染症の後遺症(新型コロナ後遺症)は、新型コロナウイルスに感染した後、療養期間が終了したにもかかわらず、症状が慢性化したり、異なる症状が新たに発生する症状です。



症状は？

代表的な症状は次のとおりです。

- 倦怠感
- 咳・痰
- 嗅覚・味覚障害
- 脱毛
- 頭痛
- 集中力低下
- 抑うつ



新型コロナ後遺症 かな？と思ったら・・・

▶ 後遺症外来を行う医療機関にご相談ください。

埼玉県では、県のホームページで新型コロナ後遺症の診療を行う医療機関を公表しています。

※ 受診前にホームページ掲載「新型コロナ後遺症受診チェックシート」をご確認ください。

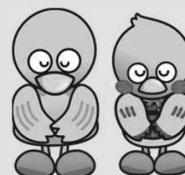


埼玉県 後遺症外来 検索

ご家族や職場・学校の方へ

新型コロナ後遺症は不明な点が多く、重症化・長期化のおそれもあります。安心して治療に専念できるよう、周囲の方のご理解とご協力をお願いします。

※ 高齢の方などインターネットが利用できない方には、周囲の方からお知らせください。



埼玉県マスコット
「コノタン&さいたまっち」

埼玉県庁ホームページより